

情報掲示板

文字の見方

- 時 = 日時
- 対 = 対象
- 費 = 費用
- 申 = 申込方法
- 場 = 場所
- 内 = 内容
- 問 = 問合せ先

相談

相談	日時	問合せ先
① 弁護士による 京都市民法律相談 ※予約(問合せ先に電話または来所) 相談日の週の月・火曜日9:00~17:00 相談日当日9:00~14:45 ※定員12名(先着順)	毎週水曜日 (閉庁日を除く) 13:15~15:15	区まちづくり推進担当 (☎592-3088)
② 司法書士による 相続・遺言に関する 無料相談	2月22日(月) 13:00~16:00	京都司法書士会 (☎255-2566)
③ 司法書士による 無料登記・法律相談	3月9日(火) 13:30~15:30	
④ 無料行政相談	3月11日(木) 13:30~16:00	区まちづくり推進担当 (☎592-3088)
⑤ 行政書士の市民 困りごと無料相談	3月16日(火) 13:30~16:00	京都府行政書士会 第6支部事務局 (☎692-2500)
⑥ こころの相談 (精神保健福祉相談)	毎月第1~4 金曜日 (閉庁日を除く) 13:30~15:00	区障害保健福祉課 (☎592-3479)

※①③④⑤は山科区役所2階 第2会議室、②は山科区役所2階 大会議室、⑥は山科区役所1階 障害保健福祉課相談室で実施
※相談時は必ずマスクを着用してください。

保険・年金

国民年金からのお知らせ

●こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者の加入の届出が必要です。(第2号又は第3号被保険者の方(厚生年金加入者又は被扶養者)は除く。)

加入の届出をせず、保険料を未納のままにすると、国民年金を受給できなくなる場合がありますので、届出がまだの方は、至急お手続きください。

【国民年金への加入の届出が必要となる時】

- 会社などを退職し、厚生年金保険の資格を喪失したとき
- 第3号被保険者が厚生年金保険被保険者の扶養からはずれたとき
※第3号被保険者に該当するときは、配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出をしてください。

20歳になったときは、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする書類が郵送されますので、届出は不要です。

なお、日本にお住まいの60歳以上65歳未満の方、海外にお住まいの20歳以上65歳未満の日本人の方は、希望すれば国民年金に加入することができます。

問 区保険年金課 保険給付・年金担当
(☎592-3109)

健康・長寿

“お口の健康” 忘れないでね!

成人・妊婦歯科相談

むし歯や歯周病…一度お口の健康をチェックしてみませんか? また、お口のことで困ったことがあればご相談ください!(なお、歯科医院についての紹介や相談等はお受けできません。)

時 2月26日(金) 9:00~10:30

場 山科区役所1階 健康長寿推進課

対 18歳以上の方、妊産婦の方

費 無料

申 不要

問 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当
(☎592-3222)



子育て

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

●児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は手当の一部又は全部支給停止となり、児童が児童福祉施設に入所している場合などは支給されません。

対象となる児童

18歳に到達以後最初の3月31日まで(特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満)

手当額(月額)

所得額(手当の受給者が児童の母(父)の場合、児童の父(母)から母(父)又は児童が受け取った前年の養育費の8割相当額を含む。)に応じて支給額が決まります。

	全部支給	一部支給
児童1人	43,160円	10,180円~43,150円
児童2人	53,350円	15,280円~53,330円

※3人目以降の児童は、1人増えるごとに所得額に応じて3,060円~6,110円が加算されます。

※障害基礎年金等を受給している方は、令和3年3月分(令和3年5月支払分)以降、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子加算分に係る額を上回る場合、その差額が支給されるようになります。ただし、障害厚生年金3級、遺族年金等の障害基礎年金等以外の公的年金給付を受給されている場合は、これまで通り支給されません。

問 区子どもはぐくみ室 子育て推進担当
(☎592-3247)

●特別児童扶養手当

中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、又は父母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。

対象となる児童

20歳未満

手当額(月額)

障害の程度に応じて対象児童1人につき

1級:52,500円

2級:34,970円

問 区障害保健福祉課(☎592-3479)

山科図書館(☎581-0503)

おたのしみ会

時 2月20日(土) 11:00~

内 絵本の読み聞かせ他

オンラインデータベースと図書館ホームページの活用講座

時 2月22日(月) 11:00~

内 オンラインデータベースやスマートフォンによる図書館ホームページの活用方法の紹介

定員 5名(先着順)

申 山科図書館へ電話または窓口で申込み

外国語で遊ぼう!

時 2月27日(土) 14:30~

内 外国語の歌や絵本の読み聞かせ他

赤ちゃんの会-だっこくらぶ-

時 3月1日(月) 11:00~

内 絵本の読み聞かせやふれあいあそび他

赤ちゃんの会-トコトコくらぶ-

時 3月15日(月) 11:00~

内 絵本の読み聞かせや手あそび他

テーマ図書の展示と貸出

2月 一般書「手作りしよう!」

児童書「さむいふゆ」

3月 一般書「映像化された本」

児童書「ともだち」

山科幼稚園の園児による絵画展示

2月28日(日)まで

移動図書館(☎801-4196)

「こじか号」巡回

2月22日(月)

10:00~10:50 場 西野山分譲集会所前

11:10~11:40 場 山階南小学校

13:00~13:40 場 陵ヶ岡小学校

新型コロナウイルス感染症の影響により、本紙に掲載のイベントは、今後、主催者の判断で中止・変更になる場合があります。開催の有無等については、各イベントの問合せ先へご確認ください。

山科区子育て支援センター
TEL 592-3109